

家庭裁判所の調停(家事調停)とは？

夫婦，親子，親族などの間のもめ事について，裁判官と調停委員が間に入り，非公開の場で，それぞれから言い分をよく聴きながら，話し合いによって適切で妥当な解決を目指す手続です。

公開の法廷で証拠を出し合って争う裁判（訴訟）とは異なります。

調停のすすめ方

- * 調停は平日で，おおむね1回2時間程度です。
- * 当日は，調停委員が中立の立場で，それぞれから話をうかがいます。原則として，話は別々にうかがい，一方の意見を他方に伝える形で交互に進めますが，調停の成立時や期日の終了時等，必要に応じて同席いただく場合もあります。
- * 調停委員には秘密を守る義務がありますので，調停の内容が外部に漏れることは一切ありません。安心してお話しください。
- * 調停の結果，話がまとまった場合は調停成立となり，合意ができた内容を記載した調停調書が作成されます。調停調書に記載された内容は，裁判の判決と同じ効力を持ちます。
話がまとまらない場合は調停不成立となり，調停手続は終了しますが，本件については，そのまま審判手続に移り，家庭裁判所が結論を出すこととなります。

(お願い)

- * 調停を続けるときは，次回の日時を決めてその日の調停を終わりにします。次回調停はだいたい1か月から1か月半ほど先になりますので，1回の調停を有効に使っていただき，**決められた期日には欠席・変更のないようご協力ください。また，調停当日には，1か月から2か月先の予定が分かる手帳などをお持ちください。**
- * あらかじめ家庭裁判所に伝えたい事情がある場合は，電話ではなく，**できるだけ書面に書いて調停期日前に提出してください。**
- * 書面を提出するときは，**「裁判所に書面を提出される方へ」をご覧ください。**あなたが裁判所に提出された書面は，**反対当事者が閲覧・謄写をする可能性があります。**そのため書面の中に反対当事者（あなたが申立人なら相手方，あなたが相手方なら申立人）に知られたくない部分（例えば給料明細書の勤務先など）がある場合の取扱いは，**「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」**に書かれていますので，**これをお読みください。**
- * **調停にお子さんをお連れになることは控えてください。**やむを得ないときは，調停の間，お子さんの面倒をみていただける方を同伴するようお願いいたします。
 - * 調停においては**録音が禁止**されていますので，録音機の持ち込みはご遠慮ください。

養育費の調停について

子どもの健やかな成長は親の願いです。しかし、両親が離婚した場合、子どもは経済的に不利な立場に立たされ苦勞することがあります。このような事態にならないよう、養育費の制度があります。

養育費とは (根拠: 民法766条)

養育費とは、子どもが成長するために必要な費用のことです。子どもの衣食住に必要な費用はもちろん、教育費や医療費なども含まれます。

離婚後も、父母には、親権の有無や同居しているかどうかにかかわらず、その経済力に応じて子どもの養育費を分担する義務があります。

この義務の程度は「自分と同一水準の生活を保障する程度」とされています。

離婚の際に取り決めることができますが、離婚後に取り決めることもできます。

当事者で話し合っ取り決めることができますが、家庭裁判所の調停を利用することもできます。

婚姻費用分担の調停について

婚姻費用の分担とは (根拠: 民法760条)

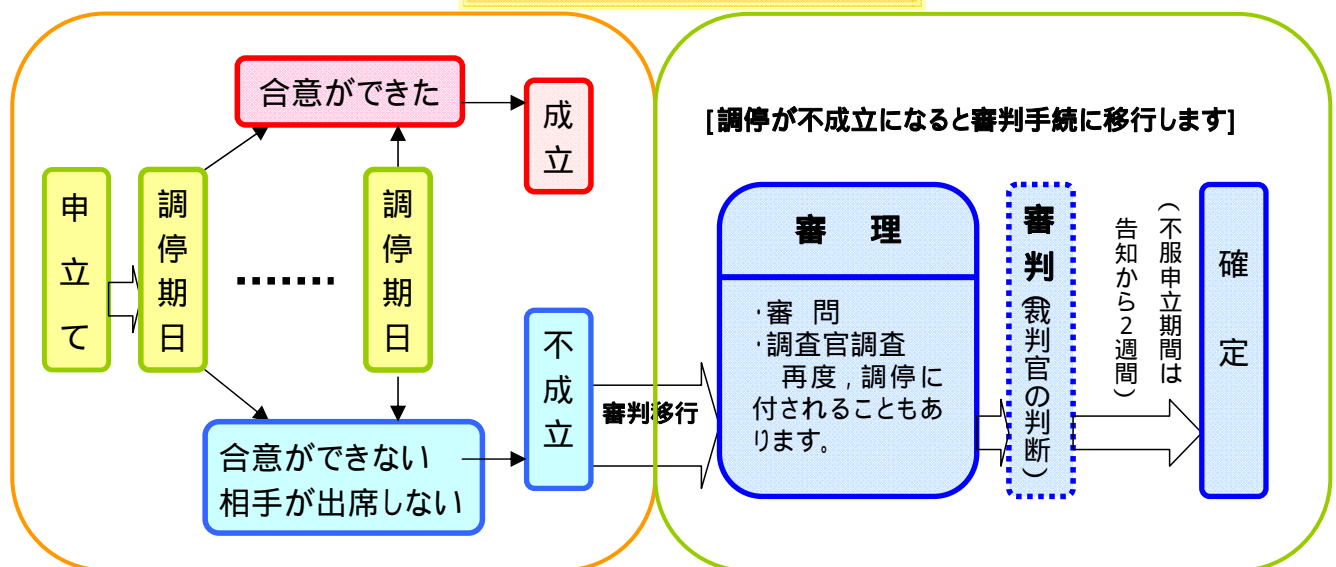
夫婦は婚姻中(別居も含む。),互いに扶養する義務を負います。

夫婦には、資産・収入・社会的地位等にふさわしい社会生活を維持するために必要な生活費(=婚姻費用。子どもの生活費も含まれます。)を互いに分担すべき義務があります。

この義務の程度は「自分と同一水準の生活を保障する程度」とされています。

当事者で話し合っ取り決めることができますが、家庭裁判所の調停を利用することもできます。

調停・審判の流れ



法律相談等を行う公的機関

- 1 法テラス石川** 050-3383-5477 金沢市橋場町1-8
 (資力の乏しい方については、一定の要件のもとに弁護士による無料法律相談や、弁護士費用の立替を受けることができます。) 電話受付時間 平日 午前9時~午後5時
- 2 法テラスコールセンター** 0570-078374
 (法的なトラブルの解消に役立つ情報の提供及び各相談窓口の案内を無料で行っています。) 受付時間 平日:午前9時~午後9時 土曜:午前9時~午後5時